

青森県漁業調整規則による採捕の制限(海面)

(禁止区域等)

第39条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	期間	区域
1 さけ(全長20センチメートル以下のものに限り。)	周年	海面
2 略	略	略
3 ます(全長17センチメートル以下のものに限り。)	周年	海面
4 あかがい(殻長8.5センチメートル以下のものに限り。)	周年	海面
5 あかがい(殻長8.5センチメートルを超えるものに限り。)	7月1日から9月30日まで	海面
6 あかざらがい(殻長6センチメートル以下のものに限り。)	周年	海面
7 あかざらがい(殻長6センチメートルを超えるものに限り。)	4月1日から6月30日まで	海面
8 あわび(殻長9センチメートル以下のものに限り。)	周年	海面
9 あわび(殻長9センチメートルを超えるものに限り。)	8月1日から10月31日まで	西津軽郡久六島最高点に設置した標柱から4,000メートル以内の海域を除く海面
	9月1日から10月31日まで	西津軽郡久六島最高点に設置した標柱から4,000メートル以内の海域
10 ほたてがい(殻長10センチメートル以下のものに限り。)	周年	海面
11 ほっきがい(殻長7センチメートル以下のものに限り。)	周年	海面
12 ほっきがい(殻長7センチメートルを超えるものに限り。)	5月1日から11月30日まで	海面
13 なまこ	5月1日から9月30日まで	海面
14～28 略	略	略

2 次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 略

二 第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて当該漁業権の存する漁場内における種苗の移植のために採捕する場合 前項(同項の表の第4号、第6号、第8号、第10号及び第11号に係る部分に限る。)の規定

3 何人も、海面において、はたはたの産んだ卵を採捕してはならない。

4 略

5 何人も、第1項(同項の表の第23号に係る部分を除く。)若しくは前2項の規定に違反して採捕された水産動物又はその製品を所持し、又は販売してはならない。